

農山漁村滞在型余暇活動機能整備計画書（市町村計画）（案）

北海道北斗市 北斗地区

平成27年 9月 策定

令和 3年 8月 改定

令和 7年 7月 改定予定

第1 当市の概要と基本的な考え方

北斗市は北海道の南部に位置し、漁業、農業、商工業を基盤としたまちで、北海道新幹線の駅である「新函館北斗駅」が立地しており、函館湾と津軽海峡に面し、肥沃な大地・大野平野が広がっている。対馬暖流の影響を受け、海洋性の気候となっており、道内にあっては降雪量が少なく、比較的温暖な気候に恵まれている。

地勢については、北西部に位置する脊梁山脈が南東部に緩傾斜となって農耕地が拓け、また、東側では平坦な大野平野が広がり、総面積は397.44km²で、市の約70%は国有林を含む山林であり、中小河川が多くなっている。

隣接する函館市、七飯町と共に函館圏都市計画区域を構成し、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めており、市街化区域及び市街化調整区域を設定している。

市街化調整区域の土地利用の方針として「農業上の利用を図るべき土地」について市街化を抑制する土地として定めていることから、本市においては農業振興地域の大部分が市街化調整区域となっている。

農業については水稻、畑作、野菜等の生産が積極的に行われているが、市街化区域に居住する都市住民のニーズ、価値観の変化に応えるために、都市住民の農業農村に対する理解を深めるとともに、農村における所得向上・就業機会の創出や美しい農村景観づくり、体験型観光農業の創設等、今後の農業の発展に期待されている農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を積極的に図ろうとしている。

今後の農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、農用地の有効利用を中心課題としつつ、農林漁業の総合的な振興を図る観点から積極的に推進するものとする。

このため、地域に賦存する美しい自然、伝統文化や多様な農林漁業余暇活動の円滑な推進を通じて地域の農林漁業の振興及び地域の活性化を総合的に図っていくものとする。

計画内容は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第23号）第2条第1項に準ずるものとする。

○北斗市グリーンツーリズムのイメージ図



第2 農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の選定指針

整備地区の区域選定にあたっては、本市の農業振興地域のほとんどが市街化調整区域であり、市街化を抑制すべき区域となっていることから、農山漁村滞在型余暇活動を推進できる最低限の区域とすることとし、次に掲げる項目に基づき、選定することとする。

(1) 交通アクセスの優位性

北海道新幹線の交通需要を予測し、交通の利便性や人の流れを考慮して選定する。

(2) 観光コンテンツとの連携

平成24年度を観光振興元年とし、「きじひき高原パノラマ展望施設」や桜の名所を結んだ「北斗桜回廊」、四季折々の表情を見せる「八郎沼公園」、静謐な佇まいで人気のある「トラピスト修道院」等、観光基盤が整備されてきたことから、これら観光コンテンツと連携した中で点在する区域をルート化し、交流人口の増加を図るように選定する。

(3) 醸造用ぶどう・ワインの振興

令和2年3月に策定された第2期北斗市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、近年増加している醸造用ぶどうの生産拡大と、地区内での加工（醸造）による地域ブランド化の推進を主要施策として位置づけ、本市内で栽培が開始された醸造用ぶどうを振興の軸に、文月・向野地区および三ツ石地区を重点地区として選定してきた。現在、令和7年3月より始まった第3期北斗市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、「関係事業者と連携し、ワインを核とした地域活性化の取組を推進する」と明記されており、引き続き醸造用ぶどうの振興を重視している。これまでの方針を継続しつつ、地産地消の観点から、各地区で栽培されたぶどうをその地区で醸造するワイナリーの設立支援を進め、高付加価値化を図り、また、文月地区と隣接する向野地区にある観光農園と連携し、交流人口の増加を目指し、文月・向野地区が一体となったワインを柱とした振興を展開していく。

(4) 土地利用との整合性

基本的には沿線利用型の土地利用とし、施設、駐車場用地を考慮した最低限の距離として、区画幅を50mにすることにより施設建設後の他の土地への影響を極力抑えるものとする。また、事業実施者は沿線利用型・エリア型を問わず市と協議を行い、事業の実施許可を必ず得ること。

施設、駐車場用地の区画幅について、実施しようとする地区の状況を考慮し、協議を行う中で市が認めた場合のみ、範囲を超えて設定することができる。ただし、沿線利用型・エリア型を問わず、市の負担が増加するような取組みは原則認めない。

(5) 本計画に賛同する農家との連携

本計画の趣旨に賛同して開設された農産物加工施設があることや、農山漁村滞在型余暇活動に対する意識が高い農家もあることから、それら区域を的確に把握したうえで区域を選定する。

なお、地区の状況を考慮し、地区のものは地区で処理をして行く持続可能なスタイルの構築を推進するため、様々な業種が参入することにより多彩な魅力を持つ地区を確立し、各地区の魅力をつなげたツアーや商品のコラボ販売、共同でのブランド戦略と販路拡大（ふるさと納税の活用）を図り、新函館北斗駅から北斗桜回廊エリアへと誘導する取組みを行う。

2 整備地区の区域

整備地区は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により指定された区域のうち選定指針に基づき、本市として農山漁村滞在型余暇活動を推進する地区として5地区を選定した。

(1) 文月・向野地区（収穫体験型観光エリア）

本市の北西部に位置する緩傾斜地帯で、レクリエーション施設である八郎沼公園を中心とした市道沿いの区域で、農家住宅のほか観光農園・直売所が点在している。

当地区は市街化調整区域に定められているが、八郎沼公園はもとより、近隣に匠の森公園、きじひき高原等、本市を代表する観光地が集中していて、車、人の動きが活発であり、更には新函館北斗駅から車にて15分程度で訪れることができるため、農業・農村への理解の促進等に資する役割が大きく、当市街化調整区域を含めた当該区域を整備地区に設定する。

また、文月地区では平成24年から醸造用ぶどうの栽培が開始され、近隣自治体での栽培状況を踏まえて、渡島地方で産地形成を図るため、近隣2市1町（函館市・北斗市・七飯町）で平成31年にみなみおしま醸造用ぶどう産地振興協議会が設立された。近年のワインブームにより国産ワインの需要が高まりを見せている中で、**3社のワイナリーが稼働したことを強みに**、当地区をワインツーリズムの魅力を伝える中心地となるように生産者と協議を進めていく。なお、文月・向野地区については、一体となった取組みによってより相乗効果をあげられることから、両地区をエリアでの設定とする。

(2) 本町・村内・清川・中野・中野通・押上・大工川地区（北斗桜回廊エリア）

本市を南北に縦断する一般道道上磯峠下線の**東西**に位置し、この沿線にある桜の名所を結んだドライブコースである北斗桜回廊は、令和**6**年度においておよそ**5**万人の観光客が訪れ、当市の観光イベントとして知名度が高くなっていることから、この観光コンテンツと同様のルートを構築することで、せせらぎ温泉から旧上磯町における同計画に沿って開設された農産物加工施設、国定史跡「松前藩戸切地陣屋跡」等を気軽に周遊することができるため、押上・大工川を一つの地

区とした。

なお、当地区は、せせらぎ温泉周辺及び中野通の一部以外について市街化調整区域に定められているが、自動車専用道路のインターチェンジ、国道228号に接続していること等、都市住民の往来も比較的多く、農業・農村への理解の促進に資する役割が大きいことから、当市街化調整区域を含めた当該区域を整備地区に設定する。

(3) 開発・東前・萩野・一本木・千代田・清水川・追分地区（農村交流エリア）

本市を南北に縦断する一般国道227号線の西側に位置する東前・萩野・一本木・千代田・清水川は、一般道道大野上磯線に隣接した地区で農業が盛んな地域である。東前の市街化区域内においては2店舗のファーマーズマーケットが近接して開設されており、本市でも高い集客力を誇る地区である。また、農家によるトマトの加工施設もあり、近年の北斗市における6次産業化の意識が高まっている地域でもある。近隣農家も生産物の流通方法の多様化についての意識も高く、農山漁村滞在型余暇活動に対し意欲のある農家が増えてきている。

また、一般国道227号線の東側に位置する開発は、若手農業者が多く本市の農業中心地域で、追分は農家後継者が農業のPRなど多様な活動を行っている地域であり、直売等の開設に意欲を見せている農業者がいる。

当地区は、東前以外が市街化調整区域に定められているが、大部分が交通量の多い国道、道道に位置し、自動車専用道路のインターチェンジも近く、農業・農村への理解の促進等に資する役割が大きいことから、当該市街化調整区域を含めた整備地区を設定する。

(4) ミツ石地区（トラピスト修道院エリア）

本市の南西部に位置し、海岸線に沿った東西に長いエリアであり、観光名所のトラピスト修道院がある。都市計画区域外で傾斜地が多く、過去に畜産農家が活用していた放牧地が広がっている。この傾斜地を活用し、平成30年より企業が参入して、広大な面積で醸造用ぶどうの栽培を開始している。農用地を有効活用したぶどうの栽培ほ場風景が観光名所となりえる可能性が高いことから整備地区の設定をする。

(5) 稲里・本郷・白川・細入・市渡地区（新函館北斗駅散策エリア）

本市の北部に位置する新函館北斗駅に隣接しているエリアで、農業用ハウスや露地作物の作付けが比較的多い地区となっている。

人の往来が多い駅の隣接地であることから、比較的容易に訪れることができるため、農業・農村への理解の促進に果たす役割は大きい。

また、このエリアでは、住宅宿泊事業を展開している農業者もあり、農村地域の活性化に資することを加味して整備地区の設定をする。

○ 整備地区の区域

別紙1のとおり

3 整備地区における農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア 土地利用の現況

本市における土地利用については、農業振興地域の全体面積 **9,860ha** のうち農用地面積は **5,618ha** で、この **5** 年間に約 **0.2%** 減少しているものの概ね横ばいとなっている。

農業振興地域内用途別面積（単位：ha）

農用地	農業用施設用地	山林・原野	その他	合計
5,618	40	1,973	2,229	9,860
4,230	32	1,317	1,378	6,957

注）下段は市街化調整区域の内数

資料：農林課 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況（R5）

イ 農業の現況

本市の農業は、水稻と畑作、水稻と施設園芸の複合経営が主体となっており、経営所得安定対策を活用して米の需要に応じた生産を実施している。

また、転作作物としてトマト、きゅうり、長ねぎ、ほうれん草、イチゴ、花き、ウド等の園芸作物の栽培を行っている。

近年、野菜直売所等の施設の増加により、直売所への出荷や6次産業化の取組みは拡大したものの、高齢化や後継者不足等の問題は大きく、今後の地域農業を維持していくためには担い手への農地集積や、6次産業化や高付加価値化の取組みを増やす等、安定した所得の確保に向けた取組みを行っていく必要がある。

農家数と農用地面積

農家数（単位：戸）					農用地面積（単位：ha）			
専業	一兼	二兼	自給	計	田	畑	その他	計
261	30	156	137	584	2,114	2,200	75	4,389
222	24	95	98	439	2,064	2,107	75	4,246

注）下段は市街化調整区域の内数

資料：農家数（農林水産省 わがマチ・わがムラ（R2））

農用地面積（確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況（R5））

主要作目（単位：ha）

水稻	トマト	きゅうり	長ねぎ	花き	ほうれん草	イチゴ
1,375	62	23	155	7	33	3
1,374	62	23	154	7	33	3

注）下段は市街化調整区域の内数

資料：農林業センサス（R2）

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

本市における観光振興施策の展開にあたって、平成３０年からの「第二次北斗市総合計画」では観光資源の充実を図り、近隣自治体との広域連携を促進することとしている。また、平成３１年３月には「北斗市観光振興プランⅡ」が策定され、プロモーションや受入体制の強化を行うことで観光価値を高めていくことに重点を置いている。

本市では、北は羊蹄山を、南は東北の下北・津軽半島を見渡すことができる「きじひき高原パノラマ展望施設」や、桜の名所を結んだ「北斗桜回廊」、静謐な佇まいで有名な「トラピスト修道院」、北海道南部でも鮭の遡上を間近で見ることができる「茂辺地川」等、多彩な地域資源を有しており、また、北海道水田発祥の地や国指定史跡松前藩戸切地陣屋跡、二股口古戦場跡、北斗市指定文化財（記念物）矢不來台場跡、意富比神社といった歴史的な地域資源がある。

これら多くの地域資源を観光資源として魅力の向上を図りながらも、体験型・交流型の要素を取り入れたニューツーリズムに取り入れていくことで、観光客が本市を始めとする北海道南部にできる限り長く滞在し、再び訪れたいくなるような観光のまちづくりが求められる。

○ 体験・観光施設等の状況

体験農園	体験・交流施設等	スポーツ・レクリエーション 施設	観光施設	宿泊施設	その他
向野体験農園	ファーマーズマーケット 5ヶ所 農家レストラン2ヶ所 観光農園3ヶ所 農産物加工販売 5ヶ所 農業振興センター 1ヶ所	運動施設 5ヶ所 体育館　5ヶ所 プール　6ヶ所 スキー場1ヶ所 バレーボール場 6ヶ所 ゴルフ場1ヶ所 キャンプ場　3ヶ所 海水浴場1ヶ所 温泉施設3ヶ所	トピスト修道院 きじひき高原 法亀寺しだれ桜 松前藩戸切地陣屋跡	ホテル　5軒 旅館　　7軒 民宿　　5軒	北斗桜回廊 水田発祥の地碑
向野体験農園	ファーマーズマーケット 2ヶ所 農家レストラン2ヶ所 観光農園3ヶ所 農産物加工販売 1ヶ所	プール　3ヶ所 スキー場1ヶ所 バレーボール場 2ヶ所 ゴルフ場1ヶ所	松前藩戸切地陣屋跡		北斗桜回廊 水田発祥の地碑

注) 下段は市街化調整区域の内数

（２） 農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

農業生産活動や美しい自然景観、伝統文化等、多様な諸資源を守りながら活かし、都市住民等に対して農作業、加工等の農業体験や農村文化・生活の体験等の地域ごとの特徴を活かした体験プログラムを通じて、余暇活動の場を提供することが求められる。

また、農産物の販路拡大や農家の就業の場の確保、農業の振興と農村の活性化を推進する必要があるため、これら農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、次に掲げる項目にのっとり、推進していくこととする。

この場合、体験農園は主に既存のハウス等を利用するため整備区域にとらわれないものとし、特に環境整備については、遊休農地の荒れた状態や用排水路の管理が景観への悪影響とならないように、市内全域とする。

ア 自然環境の保全等、美しい景観づくりに努め、農山漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観の形成を図る。

イ 都市住民等に農業・農村に対する理解の促進を図るとともに多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や地域にある自然、文化等の多様な資源を総合的に利用し、地域の特性を最大限に活用する。

ウ その整備が、農業生産の振興又は農産加工品の開発・販売促進等、地区の農業や関連事業の振興に資するものとし、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地域の活性化を進める。

エ 整備を進めるにあたって、地区の農業者等と調整の上、関係法令の適切な運用等により秩序ある土地利用及び施設等の整備を推進する。

オ 地区住民の合意の下に創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。

カ 施設等、利用者の安全確保や農業に対する理解の促進、農作業等、体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導を行うインストラクターや施設の運営等を行う人材の育成を図る。

キ 地域の関係者の組織化を図り、地域全体として美しい景観づくり、合理的な土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効果的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を促進する。

４ 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等、その他の土地の利用に関する事項

（１）整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農用地をはじめとする農業資源が有する多面的な機能が十分に発揮されるようにし、地域の固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図るとともに、農作業体験等の余暇活動の場を提供することにより、整備地区を訪れる人々に快適な環境を提供することができる地域となるよう、土地利用の調整に努め、あわせて、市街化調整区域においては、都市計画との整合性

を図るものとする。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

- ① 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効果的利用を図るとともに、農道や関連する市道の環境整備を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。
- ② 農業用施設用地及び農家の住宅用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。
- ③ 林地については、畑地等、周辺の丘陵地帯の森林や集落内林地の保全を図るとにより、緑豊かな優れた農村自然景観の形成に努める。
- ④ 水辺地については、各種河川等の保全と周囲の景観との調和に配慮した維持管理を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

- ① 農山漁村滞在型余暇活動を提供するために継続的に農作業の体験の用に供する
ことが必要な農用地等として体験農用地を設ける。
- ② 体験農用地については、農作業体験の用に供するため、農用地として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花き等を植栽し良好な農村景観の維持・形成に努める。

5 農作業体験施設等の整備に関する事項

北斗市における農作業体験施設等の整備の考え方は、都市の住民が農村へ出かけやすい環境に整備することが重要と考え、そのためには国道、道道、市道の利用を前提とした人の流れを考慮することが必要であり、その沿道を利用した直売所や農家レストラン等を主な施設とした線的な地区設定を主体とし、押上・大工川エリア、千代田エリアについては宿泊施設等の施設整備をするため広域的な地区設定とする。

なお、市街化調整区域内において整備する農作業体験施設等については、都市計画との調整や地元商工関係者との合意を図りながら、周辺における市街化を促進するおそれがない必要最小限のものとする。

○農作業体験施設等の整備計画

施設の種類	位置（設置場所）	規模	機能	事業主体
観光農園	本町※	1,500 m ²	農産物の収穫体験	農業者
農家レストラン	向野※	300 m ²	農産物加工品の提供	農業者
農産物加工施設	三ツ石	500 m ²	農産物の収穫体験	農業者
	文月※	400 m ²	農作物加工場	農業者
	文月※	200 m ²	農作物加工場	農業者
農産物加工施設・直売所	一本木※	100 m ²	農作物加工品制作・販売	農業者
	追分※	100 m ²	農作物加工品制作・販売	農業者
農産物加工施設	千代田※	200 m ²	農作業体験等の提供・宿泊・農産物の直売施設	農業者
農家民宿・直売所	細入※	100 m ²	農業者が実施する農泊	農業者
直売所	追分※	50 m ²	農産物の直売施設	農業者
	東前※	100 m ²	農産物の直売施設	農業者
	市渡※	100 m ²	農産物の直売施設	農業者

※は市街化調整区域

6 その他農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- （１）市内の各整備地区代表者等からなる連絡協議会等を組織し、誘客のためのＰＲ活動やイベントの開催を行うとともに、サービス水準の向上、人材育成等について連携した活動を展開する。
- （２）農産物直売施設、農産物加工体験施設、民宿等、宿泊施設等へ供給する農産物、食材について、施設の運営者と生産者組織による利用・供給協定の締結を推進し、地域農産物の利用・販売促進とその安定供給を図る。

7 交流人口等の具体的な達成目標

達成目標	指標	現況（Ｒ４）	目標（Ｒ１０）
グリーンツーリズム 交流人口の増大	交流人口の増加率（％）	100％ （61.3万人）	147％ （90万人）

資料：北斗市観光プランⅢ（Ｒ６～Ｒ１０）

8 都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成に関する事項

農業者、商工業者等による協力員や高齢者や女性参加によるガイドを作成し、幅広い都市農村交流の担い手を確保する。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じて入込客の確保を図るため、イベント等の企画を効果的に行うとともに、インターネットを利用した情報発信やマスコミ、旅行会社、学校、消費者団体等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市側との連携交流の推進

入込客の情報収集等のため、近隣市町の商工会や消費団体等の提携を進める等、交流を促進する。

3 支援体制の整備

市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、森林組合、農業改良普及センター、観光協会、商工会等との一層の連携強化を図り、農業者への指導・助言等を行い農山漁村滞在型余暇活動の機能の整備の円滑な推進を図る。

4 行政手続きにかかわる関係課の連携

農山漁村滞在型余暇活動機能整備計画に適合の後、都市計画法上や建築基準法上の手続きが必要となる場合があるため、計画に適合されたことが全ての許可になると誤解を与えないよう、関係課で連携を取り適切に必要な手続きを伝えることができるようにする。

(参考)

附図

1 整備地区区域図

2 土地利用及び観光・農作業体験施設等の現況図

3 土地利用計画及び農作業体験施設等の整備計画図